

都島区役所保健福祉課（こども教育）

臨時的任用職員（事務職員）募集要項

1 募集人数

1 名

2 業務内容

次の業務に従事する。

- （１） 区役所の保健福祉課（こども教育）で行う業務
（主な業務：保育・児童福祉・ひとり親家庭支援などに関する業務）
- （２） （１）に付随する電話・窓口対応業務
- （３） その他上記以外で（１）に関連して必要と認められる業務

3 応募資格

（１）一般的な事務作業（パソコンの基本的な操作、電話対応など）ができる者

（２）地方公務員法第 16 条（欠格条項）に該当しない者

【地方公務員法第 16 条（抜粋）】

1. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（３）日本国籍を有する者

（注）本採用は、公務員に関する基本原則（日本国籍を有しない者は、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職に就くことができないという原則）に基づき行われます。

4 任用期間

令和7年9月1日から令和8年2月28日まで

※ただし、状況に応じて任用期間を最大6か月間延長する場合があります。

5 勤務条件等

(1) 勤務時間・日数

午前9時00分から午後5時30分（休憩45分）

ただし、金曜日の窓口延長時には午前10時30分から午後7時（休憩45分）の場合あり

1日7時間45分、週5日勤務

(2) 休日

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始

※業務の都合上、休日に勤務いただく場合があります。

その場合は、当該休日は他の日に振り替えることとなります。

(3) 勤務場所

大阪市都島区中野町2-16-20 都島区役所2階

(4) 給料

月額213,556円（地域手当を含む。）

※職歴などがある方については、その経歴に応じて加算される場合があります。

※その他、通勤手当や勤務実績に応じた手当（超過勤務手当等）が支給されます。

上記報酬等は、令和7年6月25日時点のものです。給与改定等により採用時には変更されることがあります。

(5) 休暇等

年次休暇	付与日数：10 日 付与期間：令和 7 年 9 月 1 日（任用日）～令和 8 年 2 月 28 日（任期满了日） ※任用期間が延長された場合、追加で付与されます。
特別休暇	・夏季休暇 ・忌引休暇 ・結婚休暇 ・災害等による通勤時の出勤困難な場合 ・生理休暇 ・妊娠障害休暇 ・産前産後休暇 ・配偶者分べん休暇 ・育児参加休暇 ・育児時間休暇 ・子の看護休暇 ・短期介護休暇 ・ドナー休暇 等

その他、部分休業制度、介護休暇等制度、病気休暇制度あり。

(6) 社会保険

大阪市職員共済組合

(7) 服務

・地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。

(8) その他

受験資格がないこと並びに申込みの内容及び受験提出書類等に虚偽のあることが認められた場合には合格を取り消すことがあります。

6 選考方法

(1) 筆記(論文)試験 (45 分)

一般的な課題に対する理解力、文書構成力及び表現力等を問います。

(2) 口述(面接)試験 (10 分程度) ※筆記試験終了後に続けて行う予定です。

主として人物について面接により行います。

可否については、筆記試験・口述試験の結果により決定します。

7 選考日時及び選考会場

日時：令和 7 年 7 月 31 日（木曜日）午前 9 時 45 分開始（午前 9 時 30 分集合）

場所：都島区役所内 会議室

8 申込方法

次の書類等を持参または郵便等で送付してください。なお郵便等の場合は必ず簡易書留（または簡易書留に準ずるもの）で申し込みください。

※次の書類等に不備がある場合は、選考試験を受験できないことがあります。

（１）大阪市臨時的任用職員採用申込書 1 通

※過去 3 カ月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。

※採用申込書は本市所定の様式に限ります。

（２）申し立て書 1 通

（３）「受験案内」送付用の定形封筒（長形 3 号） 1 通

※必ず宛先を記載のうえ、320 円切手を貼付してください。

○採用申込書の受付期間等

（１）持参する場合

ア．申込期間

令和 7 年 6 月 30 日（月曜日）から令和 7 年 7 月 18 日（金曜日）まで

（土曜日、日曜日、祝日を除く）

午前 9 時から午後 5 時 30 分まで

イ．申込書受付場所

〒534-8501 大阪市都島区中野町 2-16-20

大阪市都島区役所保健福祉課（こども教育）2 階 23 番窓口

（２）郵便等で送付する場合

ア．申込期間

令和 7 年 7 月 18 日（金曜日）まで（当日必着）

※「臨時的任用職員採用申込書等在中」と朱書きした定型封筒（長形 3 号）に入れて、送付してください。

イ．申込書送付先

上記（１）イと同じ

○受験案内の送付

試験の時間等の詳細については、特定記録郵便にて送付する受験案内により受験者本人あてに通知します。

なお、令和 7 年 7 月 29 日（火曜日）午後 1 時までに受験案内が届かない場合は同日午後 5 時までに都島区役所保健福祉課（こども教育）へ連絡してください。

○結果の発表

可否については、受験者本人あてに送付します。

なお、受験者本人以外にはお知らせできません。

9 その他

- この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。
- 受験に際して大阪市が収集した個人情報は、職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。

10 問合せ先

大阪市都島区役所保健福祉課（こども教育）（担当：吉田・栗田）

〒534－8501 大阪市都島区中野町 2－16－20

電話：06-6882-9889 ファックス：06-6352-4584

応募にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。

次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものです。心得たうえで、申込を行ってください。

【大阪市職員基本条例】（抜粋）

（倫理原則）

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

（職員倫理規則）

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則（以下「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

【その他遵守すべき事項の例】

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあっては、それを市民に見せないこと
- ・入れ墨の施術を受けないこと